

《 入 門 誓 約 書 》

保存用

国際福祉空手道連盟 拳成館 入門者規定・規約

- 第 一 条 拳成館入門者各位は、国際福祉空手道連盟拳成館の規定・規約に準じて約束事を厳守し、心技体均整の取れた武道空手の習得を目指し日々研鑽する事。
- 第 二 条 道場の稽古、合宿中、審査中、大会試合中の設備環境の安全には万全を期しますが怪我、事故等の場合、道場では応急処置しか出来ません、それ以上の責任は取れませんので各自、注意事項を守り稽古する事。又、道場では一切の責任は負わない事を不服としない事。
- 第 三 条 常に拳成館空手の修行生としての自覚と向上心を持ち、礼節を重んじ日頃の生活においても自分に言い訳をせず社会人としても恥かしくない行動に努め、拳成館道場の名を傷つけるような行為はしない事。
- 第 四 条 道場内、及び稽古生の間での金銭の貸借はトラブルの原因になるので禁ずる。稽古生の間での仕事等の取引や、物品販売等を先輩の地位を利用し強要する事を禁ずる。
- 第 五 条 空手の世界は縦社会です、後輩は先輩を敬い先輩は後輩からの敬意に恥じめよう後輩を思いやり、礼に始まり礼に終わる精神を重んじ、拳成館空手修行の中で空手が強くなったからと言って奢ること無く人間関係の上で相手を尊重する気持ちを忘れるぬ事。
- 第 六 条 月会費は毎月27日に翌月分を銀行引き落としで支払う事。万一引き落としによる支払いが出来なかった場合、速やかに道場指定の口座に振込にて支払うか、道場に持参し支払う事。
- 第 七 条 月会費は、別途規定通り、退会届け、あるいは休会届けを道場事務局に提出し、道場が受理しない限り発生しますので稽古に参加している、していないに関わらず又、道場に来ている、来ていないに関わらず入門者は毎月の月謝を支払う事とする。
- 第 八 条 入門者は、都合により退会を希望する場合、書面にて退会希望日、退会者氏名、退会理由、退会届年月日を記入し、道場事務局に退会届けを提出し、道場が受理した事を必ず直接道場に来るか、電話等で確認し、館長、支部長の確認印のある受理書を受け取る事。又退会届は退会を希望する月の二ヶ月前までに提出する事。
- 第 九 条 休会希望者は、休会費を毎月、2000円支払う事により、月謝の支払いは停止する事が出来るが、休会期間は道場を使用できない事とする。休会と退会の主な違いは、休会の場合、道場に復活したときにそれまでの昇級・昇段した級(帯)・段(帯)で稽古を再開できる事と、一度退会すると再び再入門扱いとなるのに対して、休会の場合は無期限で復活した時に入会金等が発生しない事、などがある。休会希望者は、休会を希望する二ヶ月前までに、書面にて休会者氏名、休会理由、休会希望月、休会年月日を記入し、道場事務局に休会届けを提出し、道場が受理したことを必ず直接道場に来るか、電話等で確認し、館長、支部長の確認印の有る受理書を受け取る事。休会費はそれまでの月謝振替口座にて継続して毎月2000円引き落とされる。(休会者の復活は随時受け付けます。)
- 第 十 条 一度納入された入会金、月会費はいかなる場合も返却しない事とする。
- 第十一 条 審査会、講習会、大会試合、合宿に参加する場合は、師範の許可を得て申込書の提出期限を厳守し申込書を提出する事。
- 第十二 条 当会館は武道を通じ、社会福祉への貢献を目指します。老若男女、障がい者、健常者が、分け隔てなく本当の意味で平等に暮らせる社会造りの一端を担えるよう先ずは、自分の身の回りから空手の修行の過程で、真の平等とは何か？を会員、稽古生各自が考え日々、研鑽する事。
- 第十三 条 当会館の設備、システム他、全てがバリアフリーにはなっておりませんが、道場の出入り他、身体に障がいがあり支障のある稽古生には、健常者の稽古生は率先して協力をする事。又、身体に障がいのある稽古生は物理的に不可能な事と、甘えとの区別をはっきりつけ、修行の場である自覚を持ち自分に厳しく健常者に負けぬよう稽古に励む事。

私は入門に際して、上記の入門者規定、規則を守り稽古に励む事を誓います。

もし、上記の規定・規約を破った場合には、破門・除名・謹慎処分を言い渡されても、一切意義、不服を申し立てません。

年 月 日

国際福祉空手道連盟拳成館 館長 黒澤 貫太郎 殿

入門者氏名

印

※入門者が未成年の場合は下記保護者が上記、規定・規約をよく読んだ上で下記に署名、捺印により、成人入門者と同様の契約をした事と判断します。

保護者氏名

印

(※尚、祝日、お盆、年末年始、会館行事(審査会、大会、合宿)等で稽古が休みになることが有ります、ご了承下さい。)